

国府台学会経済研究会（第121回）

労働時間

佐藤 哲 彰

研究会開催日：平成24年6月11日

（報告要旨）

本発表ではこれまで行ってきた研究分野のうち、今後の学内共同研究の可能性が広いと思われる、労働時間に関する研究を紹介し、あわせてその前提となる関連情報を提供した。

労働時間は身近であり、長時間労働については一般の関心も高い。だがこれは、法的・統計的に繊細な取り扱いを要する概念である。そもそも独立の自営業者は、家事と仕事を峻別することなく、締切等に従って優先順位を設定し行動する。そのため、労働時間と非労働時間の境目はあいまいとなる。労働時間は、集合的工場労働に伴う拘束時間という性質を持つ概念として位置づけられてきた。前世紀の日本工場法成立やILO1号条約等に触れ、さらに今日でも、自宅テレワーク勤務や残業代取扱等において、労働時間とは何かについて、関心を集めていると説明した。

その後、現在の日本労働法制における労働時間等の規制に移った。労働契約は私人間契約であり、また労働の実情は産業や職業により極めて多様であることに伴い、労働時間に関する取扱も私的自治原則に従うべきことが基本である。それを踏まえた上で、労働基準法上の法定労働時間、三六協定、限度基準指針等の概略を、特別条項の規定と運用を中心に解説し、最長労働時間規制が原則と二段階の例外規定、さらに最終的には行政指導を用いるという、複雑な形で行われていることを示した。あわせて適用除外（同41条）、特例としての週44時間制（同40条等）、変形労働時間（同32条）等、さらに休憩及び休日、労働安全衛生法の規定等について簡潔に触れ、労働基準監督官の置かれている状況や、労働時間規制に関して議論されている点も紹介した。

次に、行政上の時短政策について説明した。まず、もともとの発想であるワークシェア概念を示し、日米貿易摩擦と労働基準法1987年改正、さらに少子化問題が浮上した1990年代以降の認識の深まりに関連させて、2007年の仕事と生活の調和（ワークライフバランス、以後WLB）憲章の時短政策推移を紹介した。その後、WLB憲章と行動指針、数値目標と常設の検証グループ等、WLB政策の概略を説明した。

その後、労働時間統計に説明を移した。労働時間統計は公的なものでも4種あり、その性質は異なっている。そこでその長短について、定義の違いを利用した研究に触れつつ提示した。次に白書データや佐藤（2011）等から、労働時間分布の近年の動向と現状を、長時間労働者の動向を中心に述べた。

これらを踏まえて、労働時間格差に関する研究を説明した（佐藤2011）。まず、不完全就業の実態把握において重視された希望労働時間概念を用いて、労働時間格差研究の意義をWLB憲章の中に位置づけた。ジニ係数とローレンツ曲線の四半世紀における推移を提示し、我が国における労働時間格差が景気変動に左右されつつ拡大していることを示し

た。次にタイル尺度を用いてこれを生産年齢人口と老年人口に分解し、長期的趨勢については主に高齢人口比率の上昇と高齢人口群内の格差拡大から来ていること、後者は後期高齢者の増加によるものと予想されることを示した。ジニ係数は一般に人口サブグループに分解できないが、発表者独自の要因分解法をもとに、労働時間不平等度の拡大が非従業者（働かない人）の比率の拡大によること、また生産年齢人口においては労働時間短時間労働者の増加による格差拡大効果と、20歳代後半から30歳代女性の従業率の上昇によると思われる全体従業率上昇の格差縮小効果が相殺されているためであることを説明した。

最後に2000年代後半における40歳代以上の労働時間の伸びや曜日別・行動者別動向について、佐藤（2008）に基づき説明し、中間管理職の責務増等の仮説は、いずれもデータによって支持されているとはいえないことを述べた。

その後質疑に移った。欧米に比べた日本の仕事スタイルの特徴に関する一般的質問や、非正規雇用者と短時間雇用者の割合増加、疑似パートの存在と、労働時間不平等度の関係等について討議を行った。

貴重な発表の機会、また有益なご質問やご意見に深く感謝申し上げたい。

主要参考文献

厚生労働省（2007）『厚生労働白書平成19年版』

佐藤哲彰（2008）「仕事時間の増加—男性有業者では40代前半が最長に—」『平成18年社会生活基本調査結果利用に関する研究会報告書』総務省統計局

佐藤哲彰（2011）「労働時間のジニ係数—労働時間の個人間不平等は拡大したのか」『統計研究彙報』第68号 総務省統計局